

安全で安心な暮らしの実現について

令和6年10月28日

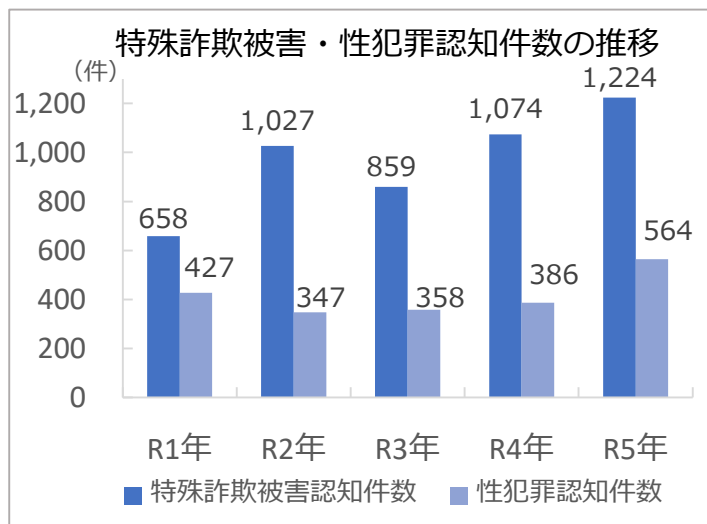
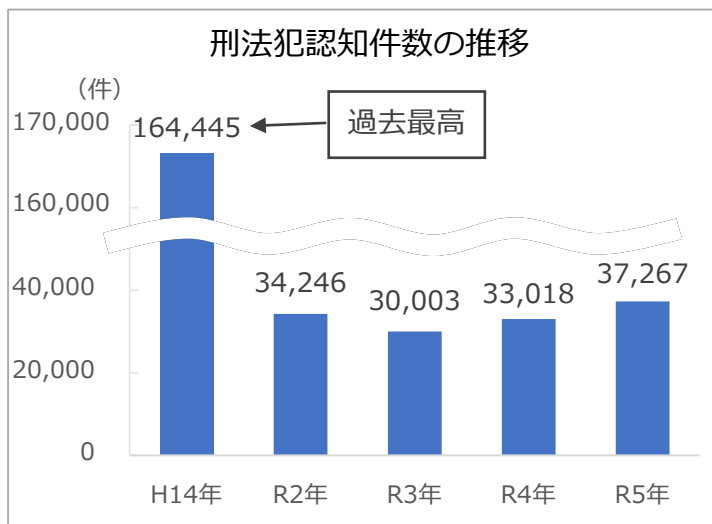
県民生活部 くらし安全課

目次

1	兵庫県内の犯罪の動向	P 3
2	地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援	P 4
3	安全で安心な環境の整備	P 9
4	犯罪被害者等支援の充実	P11
5	再犯防止対策の推進	P13
6	特殊詐欺被害防止対策の推進	P14
7	交通安全対策の推進	P15

1 兵庫県内の犯罪の動向

- 令和5年の刑法犯認知件数は37,267件。平成14年のピーク以来、減少を続けていたが、令和4年、5年と2年連続で対前年比増
- 高齢者を狙った還付金詐欺等の特殊詐欺被害の増加が著しいほか、性犯罪被害が依然として高止まりの傾向
- 令和5年度県民意識調査において、「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う」人の割合が前年度70.3%から64.5%に低下



【参考】

	R5年8月末	R6年8月末
刑法犯認知件数	24,204件	24,463件
特殊詐欺被害認知件数	807件	806件
性犯罪認知件数	295件	469件

※刑法改正により令和5年7月13日から強制性交等は「不同意性交等」、強制わいせつは「不同意わいせつ」に罪名が変更

【「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う」人の割合】

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
割合	79.4%	82.8%	79.6%	70.3%	64.5%

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(1) 地域安全まちづくり推進計画の推進と審議会の運営 (1,108千円)

第6期計画（令和4～6年度）に基づき、地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的、計画的に推進

【第6期計画の概要】

基本理念	地域社会の力を基本とした持続可能な安全安心兵庫の実現
8つの行動	行動1 みんなで安全安心な地域をつくる 行動2 電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域をまもる 行動3 子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる 行動4 女性が安全安心に暮らせる地域をつくる 行動5 高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる 行動6 犯罪被害者等が安全安心に暮らせる地域をつくる 行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する 行動8 安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する

※ 今年度が第6期計画の最終年度のため、第7期計画（R7.3予定）に向け地域安全まちづくり審議会に諮問中

(2) ひょうご地域安全まちづくり活動賞の表彰 (210千円)

地域安全まちづくり活動に対する意欲を高めるため、活動に関して著しい功績のあった個人・団体を表彰

〈表彰件数〉 個人5件、団体12件（令和5年度）



【表彰式（R6.3.8）】

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(3) ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の運営支援 (900千円)

安全で安心な兵庫の実現をめざす県民運動の推進母体として、地域団体、事業者団体、行政機関等による協議会の運営を支援



【ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の概要】

【協議会シンボルキャラクター マモリン】

会員団体数	110団体（事業者26,青少年・教育団体25,防犯団体15,商工団体13,地域団体9 等）	
主な事業内容	○地域安全まちづくり表彰式の開催 ○防犯意識啓発グッズの作成 ○「マモリンレポート」の発行(令和6年度2回) ○地域安全啓発キャンペーンの実施	○地域安全ポスターコンクールの開催 ＜募 集＞ 令和6年8月1日～9月9日 ＜参加校等＞ 参加校65校、応募数451点 ＜表 彰 式＞ 令和7年2月予定

(4) 地域安全兵庫県民大会の開催 (300千円)

地域安全まちづくりへの意識啓発として、県警・県防犯協会連合会と共催で「県民大会」を開催

〈開催日〉 令和6年10月11日

〈開催場所〉 兵庫県公館

〈参加者数〉 約300人

〈内 容〉 防犯功労者表彰式、防犯講話等



【防犯功労者表彰式】 5

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(5) まちづくり防犯グループの活動支援 (631千円)

ア 地域安全まちづくり活動情報等の共有

県内各地で結成された「まちづくり防犯グループ」に対し、地域の犯罪情報や防犯活動情報を提供

イ 地域安全マップ作成支援

より効果的な地域の見守り活動を行うため、まちづくり防犯グループ等を対象に活動地域内の危険箇所等の点検、地域安全マップ作成に係る研修を実施

〈開催回数〉 10回 (各県民局・県民センター)

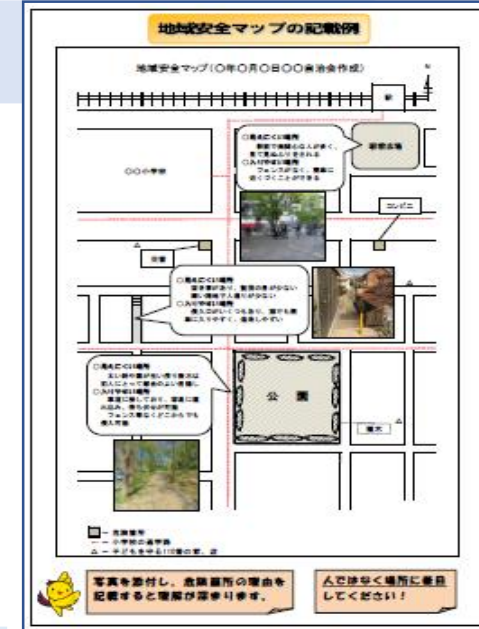
【まちづくり防犯グループの概要】

グループ数	1,860団体 (令和6年9月末現在)	
構成団体等	自治会、PTA、婦人会等	
活動範囲	単位自治会の区域、又は複数の単位自治会の区域 (最大小学校区程度)	
主な活動内容	○防犯パトロール ○あいさつ・声かけ運動 ○門灯点灯運動	○子どもの登下校時の見守り活動 ○防犯広報紙の作成・配布 ○地域安全マップの作成等

ウ 防犯活動に参画する人材の育成

高齢者の防犯活動への参画を促進するため、高齢者大学等に地域防犯講座を設置し、県から講師を派遣

〈開催回数〉 2回 (いなみ野学園、但馬文教府)



【地域安全マップ例】

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(6) 地域安全まちづくり推進員の設置 (2,223千円)

防犯グループのリーダー役として、自ら率先して活動に取り組むとともに、関係機関やまちづくり防犯グループなどとの連携・協働の調整等を行う「地域安全まちづくり推進員」を設置し、その活動を支援



【防犯グループによる見守り活動】

【地域安全まちづくり推進員の概要】

推進員数	2,355人（令和6年9月末現在）
活動内容	地域安全まちづくり活動の先導、活動グループの連携・協働の調整、活動グループの地域間交流の企画・実施、警察等関係機関との連絡調整
支援内容	身分証の交付、手引書の配布、ボランティア保険への加入、研修会の開催、犯罪・防犯情報の提供

【県民局・県民センター別推進員数（令和6年9月末現在）】

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	合計
353人	413人	199人	195人	172人	254人	553人	91人	41人	84人	2,355人

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(7) 子どもの安全安心確保 (410千円)

「子どもを守る110番の家・店・車」を普及させるため、県警と連携して、協力者の開拓や制度の周知を図るとともに、ネットワーク会議を開催して防犯情報を共有

- 子どもを守る110番の家・店・車ネットワーク会議 (県警・県・市町・事業者)
 - <開催日> 令和7年1月予定
 - <内 容> 子どもを取り巻く犯罪情勢、子どもを守る110番の家・店・車の取組状況等、防犯講演



【子どもを守る110番の家掲示例】

【子どもを守る110番の家等設置状況 (令和6年8月末現在)】

区分	110番の家	110番の店	110番の車
対象	一般民家、個人商店等	店舗	車両
実施主体	P T A、防犯協会等	事業所団体等	事業所団体等
箇所数	55,065箇所	18,923箇所	27,879台

3 安全で安心な環境の整備

地域を構成する、県民、事業者、県、市町、県警、関係団体等が連携し、様々な空間や場面で犯罪の起きにくい安全で安心な環境を整備

(1) 防犯カメラ設置補助事業（10,000千円）

地域の見守り力の向上を図るため、市町が行う防犯カメラ設置補助事業に要する経費（まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置に係る経費を対象）を助成

〈対象団体〉 市町（市町に対する間接補助）

〈助成額〉 市町補助額の1/2（1台あたり上限4万円）

〈助成件数〉 250 箇所相当



【防犯カメラ設置例】

【平成22年度～令和5年度の補助箇所数】

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
補助数	64	166	261	232	383	392	493	487	492	490	484	489	440	400	5,273

3 安全で安心な環境の整備

(2) ひょうご地域安全 SOS キャッチ事業の推進 (4,493千円)

県民が日常生活の中で異変に気づいた際や、虐待、DV、いじめ等が疑われる場合等に、匿名でも通報できる窓口を運営し、速やかに適切な関係機関（警察等）に引継ぎ

<電話番号> 078-341-1324 (いざツーカー)

<開設日時> 月～金曜日 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)

【相談受付件数】

R4年度	R5年度	R6年8月末
236件	211件	101件

【相談者の属性(令和5年度)】

男性	女性	実名	匿名
65人	146人	103人	108人



【SOSキャッチのチラシ】

(3) 客引き行為等の防止に関する条例の推進 (23,221千円)

「客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、客引き行為等の禁止地区に指定する三宮北部地域及び阪急西宮北口駅北西地域、JR甲子園口駅南側地域において、巡回・指導を実施

【指導状況】

	R4年度	R5年度
指導	43件	60件
勧告	21件	35件
命令	13件	27件
過料	9件	19件
公表	4件	3件



【客引き防止巡回・指導の様子】

4 犯罪被害者等支援の充実

「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」（令和5年4月施行）の基本理念を具体化するため、令和6年3月に策定した「兵庫県犯罪被害者等支援計画」に基づき、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻せるよう、支援の充実を推進

(1) 犯罪被害者等見舞金制度の運用（4,100千円）

- ・ 犯罪被害に伴う予期せぬ経済的負担（葬儀、治療、転居等）を軽減するため、県独自の見舞金制度を創設
- ・ 県内全市町が見舞金制度を創設しており、県・市町双方から受給可能な制度とすることで、日常生活を支援

<見舞金制度の概要>

- (1) 支給金額 死亡：30万円 傷害：10万円
- (2) 支給要件 国内で発生した故意の犯罪行為による死亡または重傷病
- (3) その他 親族間の犯罪、被害者の責に帰すべき行為があったときなどは支給しない場合あり

(2) 犯罪被害に関する相談への的確な対応（12,711千円）

- ・ 犯罪被害者等からの様々な相談に対応し、必要な支援を受けられるようサポートする総合的な支援窓口を令和5年10月に開設
〈電話番号〉 078-360-0783（ゼロナヤミ）
〈開設時間〉 月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
- ・ 複数機関による支援が必要と考えられる事案に対し、県が中心となって関係市町、県警等の関係機関と支援内容を調整する支援調整会議を設置
- ・ 福祉サービス等に精通した専門職を配置・育成し、より充実した支援をパッケージ化して提案



【関係機関による支援調整会議の模擬訓練】

4 犯罪被害者等支援の充実

(3) 性犯罪・性暴力被害者への支援（8,683 千円）

ア ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」の運営

警察に相談できない性暴力被害者の心身の負担軽減、被害の潜在化を防止するため、専用相談窓口を設け、面接助言、法律等専門相談、警察・医療機関等への同行支援、医療費助成等を実施

〈委託先〉（公社）ひょうご被害者支援センター

〈電話番号〉 078-367-7874(ナヤマナシ)、
#8891(ハヤクワンストップ)

〈開設時間〉 月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

※夜間・休日は、国設置夜間・休日コールセンターが対応

イ 医療従事者向け専門研修の実施

産婦人科医師など医療従事者向けの専門研修を実施

〈委託先〉（特非）性暴力被害者支援センター・ひょうご

【相談対応・直接支援状況】

	R5年度	R6年8月末
電話相談	968件	380件
面接助言	6件	7件
心理相談	21件	8件
同行支援	4件	1件
医療費助成	0件	0件
計	999件	396件



【医療従事者向け専門研修の様子】

5 再犯防止対策の推進

令和5年7月に策定した「兵庫県再犯防止推進計画」に基づき、国、県、市町、関係機関・団体等と連携し、就業機会や住居の確保、満期出所者への支援等に取り組み、犯罪をした人等の立ち直りや社会復帰につなぐ。

(1) 再犯防止対策の推進 (177千円)

ア 関係機関によるネットワークの構築及び連携の強化

関係機関が一堂に会し、再犯防止に関する情報共有、支援施策の検討等を行うネットワーク会議や、満期出所者への円滑な支援について深掘りした意見交換を行うワーキンググループを開催

イ 民間支援団体等と連携した支援施策の実施

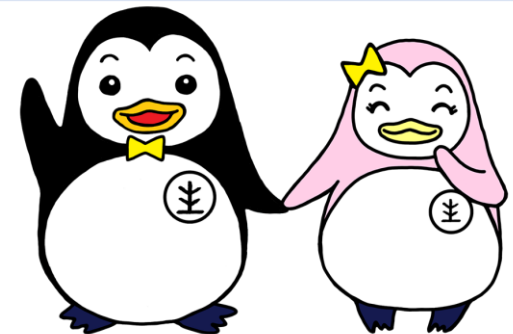
出所者等を受け入れている支援団体等と連携し、出所者等の受入拡大に向けた研修会を開催

(2) 「社会を明るくする運動」の啓発

犯罪をした人等が再び犯罪に手を染めないよう、国が提唱する「社会を明るくする運動」と連動し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生に係る啓発を実施

〈強調月間〉 令和6年7月

〈主な取組〉 広報啓発、法務省と連携した作文コンテスト等



【更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん】

6 特殊詐欺被害防止対策の推進

(1) 特殊詐欺被害防止対策 (1,635,000千円【R5.12補正+R5.2補正】)

ア 自動録音電話機等普及促進事業 (予算1,435,000千円)

	R4年度	R5年度			R6年度
補助率	市町負担の1/2 (旧制度)	市町負担の1/2 (旧制度)	定額:上限1万円 (現行)R5.12.13~	R5計	定額:上限1万円 (現行)
補助申請件数	2,428件	2,029件	671件	2,700件	10,223件 (R6.10.11時点)

イ 普及啓発事業 (予算200,000千円)

(ア) 講習会の実施

高齢者をターゲットに危機感の醸成を図り、自動録音電話機の必要性を訴求する講習会の開催

(イ) 被害防止対策キャンペーンの実施

機器購入から補助金申請まで直接結びつく商業施設や家電量販店でのPRキャンペーンを展開

(ウ) 各種メディア等を活用したPR、県域団体・職能団体等への啓発

高齢者やその子、孫世代までを対象とし、世代別の特性を踏まえた効果的な広報を実施

7 交通安全対策の推進

(1) 交通安全対策の総合的推進 (415千円)

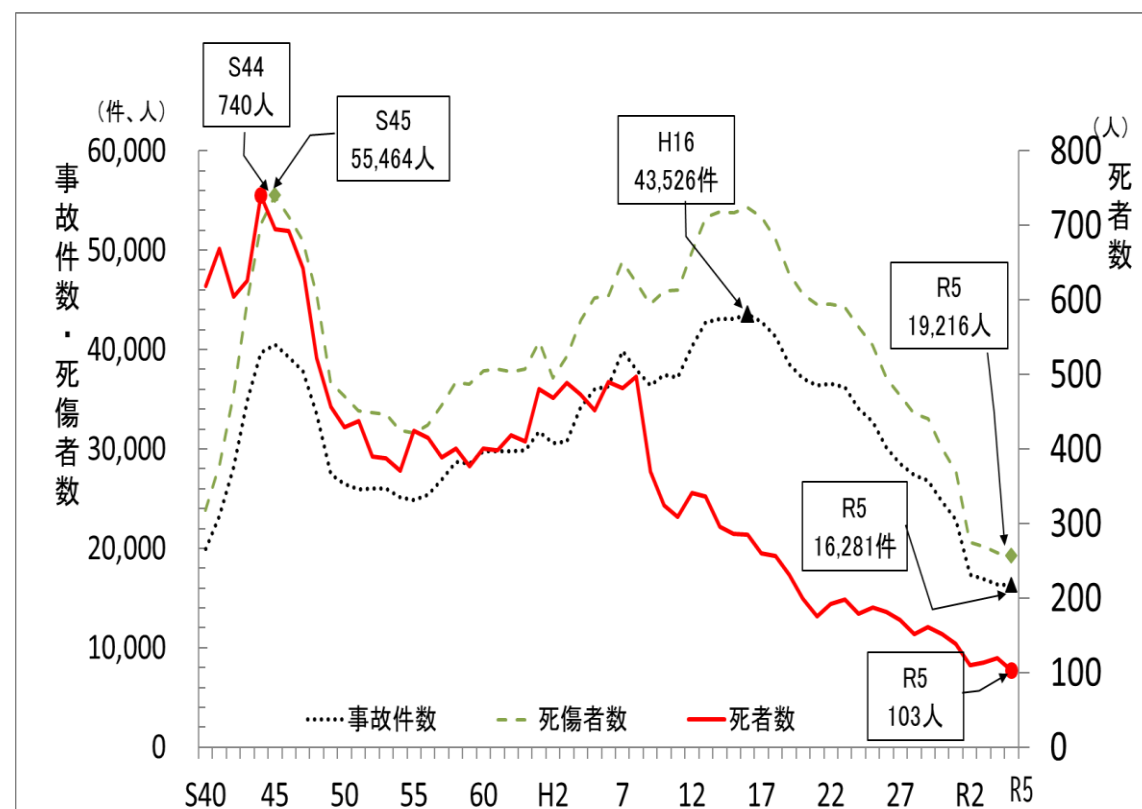
第11次兵庫県交通安全計画（令和3～7年度）及び令和6年度兵庫県交通安全実施計画に基づき、交通安全対策を推進

ア 第11次兵庫県交通安全計画の目標と主な取組内容

	道路交通		
	死者数	重傷者数	踏切事故件数
目標値 (R5実績)	80人以下 (103人)	1,000人以下 (991人)	0件 (4件)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、子供、障害者等の交通弱者の安全確保 ○歩行者の安全確保 ○自転車の安全確保 ○生活道路における安全確保 ○踏切道における安全確保 		

イ 兵庫県内の交通事故情勢

交通事故死傷者数、人身事故件数はともに減少傾向。
令和5年中の交通事故死者数は103人（全国順位8位）
で、昭和22年以降、過去最も少ない値となった。
（死者のうち約6割（58人）が高齢者）



【人身事故件数と死者数、死傷者数の推移】

7 交通安全対策の推進

(2) 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進 (11,567千円)

兵庫県交通安全対策委員会を主体に、県民の参画と協働のもと、交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせる「躍動する兵庫」を目指し、県民運動を推進

ア 年間の運動等

(ア) 参加団体：推進機関・団体：84団体、協働団体：48団体

(イ) 啓発運動

四季の運動（春4月、夏7月、秋9月、年末12月）等年間を通じて交通安全意識の向上を図る普及啓発活動に取り組む

(ウ) 交通安全広報啓発活動の実施

●交通安全県民大会の開催

<開催日> 令和6年9月6日@兵庫県公館

<参加者数> 約200人

<内容> 交通安全功労者等への感謝状贈呈 等

●街頭での普及啓発等の広報活動

- ・警察・関係団体と連携して、街頭での交通安全普及啓発活動を実施
- ・四季の運動の啓発チラシ(計20万枚)を作成し、市町・関係団体に配布
- ・交通安全ネットワークに参加する事業所や団体等に対し、交通安全だよりを配信
(月1回定期配信と自転車事故等に対する注意喚起のための不定期配信)

種別	運動名
年間の運動	こども・高齢者 しっかり見つめて交通安全運動
	自転車安全利用・ヘルメット着用促進運動
	飲酒運転根絶運動
	シートベルト・チャイルドシート着用運動
	夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動
	横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動
四季の運動	春の全国交通安全運動 (4月)
	夏の交通事故防止運動 (7月)
	秋の全国交通安全運動 (9月)
	年末の交通事故防止運動 (12月)



【交通安全対策への取組発表】

7 交通安全対策の推進

(工) 交通事故多発地域対策・交通死亡事故多発時対策

交通事故多発地域対策	<ul style="list-style-type: none">・交通事故の多発が懸念される市区町を「交通安全対策重点推進地域」に指定・警察、関係機関・団体等と連携して交通安全啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締り等の交通安全対策を推進	〈令和6年度指定〉 神戸市兵庫区、西区、姫路市、 三木市、川西市、新温泉町 計6市区町
交通死亡事故多発時対策	<ul style="list-style-type: none">・交通死亡事故が短期間に多発したとき、交通死亡事故多発警報（県内全域）や交通死亡事故多発注意報（県民局等单位）を発令・広く県民に注意喚起を図るとともに、交通安全活動を強化	〈注意報発令状況〉 阪神南地域 （R6.5.13～R6.5.22） 阪神北地域 （R6.5.27～R6.6.5）

(才) 交通安全推進市町に対する顕彰

交通死亡事故の発生を一定期間抑止、又は交通事故死者数及び人身事故件数を減少させた市区町に対して、兵庫県交通安全対策委員会会長（知事）名で顕彰を実施
〈顕彰状況〉14市区町（令和6年9月末現在）

7 交通安全対策の推進

イ こどもの交通安全対策

(ア) 児童等を対象とした交通安全教室

児童等に交通ルールや自転車の正しい乗り方を指導

[令和6年度] 85回 8,600人 (令和6年9月末現在)

(イ) ひょうご児童等交通安全ネットワーク

学校を通じて、小・中・高校生及び保護者等へ交通安全だよりを配信



【児童を対象とした交通安全教室】

ウ 高齢者の交通安全対策

(ア) 高齢者交通安全対策重点推進地域

高齢者の交通事故死者数の多い2市区を推進地域に指定し、重点的に啓発チラシを配布

[令和6年度指定] 神戸市西区、姫路市

(イ) 交通安全シルバー元気アップ事業

高齢者等に対する出前式の参加・体験・実践型の「元気と交通マナーアップ出前講座」などの啓発事業を実施

[令和6年度] 15回 1,310人 (令和6年9月末現在)

(ウ) 高齢者大学での交通安全教室

兵庫県高齢者大学において、安全運転サポート車の乗車体験・車の死角体験等を行う交通安全教室を実施

[令和6年度] 4箇所 4回 317人 (令和6年9月末現在)



【高齢者大学での交通安全教室】

7 交通安全対策の推進

エ 歩行者の交通安全対策

(ア) 横断歩道合図運動プラスの推進

見えかかった横断歩道の引き直しと「横断歩道合図運動プラス」の啓発を一体的に実施する「横断歩道等安全対策プロジェクト」を土木部、県警と推進

(イ) 横断歩道歩行者優先宣言

業務用車両を有する事業者「横断歩道歩行者優先宣言」への賛同を呼びかけ、横断歩道では歩行者優先を徹底する安全運転の実践を推進
〈宣言事業所〉 2,148事業所（令和6年9月末現在）

オ 飲酒運転の根絶

(ア) 飲酒運転追放宣言

酒類を提供、販売する事業者等が「三ない運動」を実践する飲酒運転追放宣言を行い、飲酒運転を許さないという気運を醸成
〈宣言事業所〉 3,854事業所（令和6年9月末現在）

(イ) キッズ交通保安官・ファミリー隊

小学生とその保護者を対象に、家族や地域に飲酒運転の防止を呼びかけるキッズ交通保安官・ファミリー隊として任命
〈キッズ交通保安官〉 782人
〈ファミリー隊〉 368人（令和6年9月末現在）

<横断歩道合図運動プラスとは>

歩行者とドライバーに横断歩道付近での交通事故の抑止を図る運動

【歩行者】 信号機のない横断歩道では「手を挙げる」合図をする

【ドライバー】 「手と目で横断を促す合図」をする+横断歩道手前で減速をする

【双方】 「アイコンタクト」を行う



【横断歩道合図運動プラス啓発キャンペーン】



【キッズ交通保安官】

7 交通安全対策の推進

カ 自転車の交通安全対策

(ア) 自転車交通安全対策重点推進地域

自転車の交通事故が多い5市区を推進地域に指定し、市町等と連携した自転車安全利用に関する啓発を実施

自転車交通安全対策重点推進地域〈R6年度指定〉

神戸市長田区、中央区、姫路市、高砂市、川西市

(イ) 高校生・高齢者向け自転車交通安全教室

スタントマンによる交通事故の実演(スケアード・ストレイト)を見て、交通ルールを遵守することの大切さを学ぶ交通安全教室を県内高等学校(5校)及び高齢者大学等(3箇所)で実施



【高校生向け自転車交通安全教室】

(ウ) 自転車乗車用ヘルメットの着用啓発

「全自転車利用者への乗車用ヘルメット着用の努力義務」について、交通安全教室、各種キャンペーン等により、着用意識の浸透を促進
芸術系大学生等が若者世代に向けた着用促進啓発動画を作成、SNS等で公開



【自転車乗車用ヘルメット着用促進啓発動画】

(エ) 自転車ヘルメット購入応援事業

65歳以上、子育て世代、学生を対象に自転車ヘルメット購入に対するポイント付与を実施。実績：87,617件、124,734個(令和6年6月末終了)

(3) 交通事故被害者支援の推進 (6,912千円)

交通事故に係る各種相談に応じる常設の交通事故相談所を開設して、被害者支援活動を推進※12~13時を除く

名称	場所	相談曜日(9~16時※)	相談員数
兵庫県交通事故相談所 本所	神戸ハーバーランド庁舎	月・火・木・金	2人
〃 姫路支所	県姫路総合庁舎	水	1人(本所兼務)
〃 豊岡支所	県豊岡総合庁舎	水	1人